

雇用対策法施行規則の一部改正について（雇用促進税制関係）

1 改正の趣旨

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 15 条においては、職業安定機関等は、労働者の雇入れ等の雇用に関する事項について事業主等から援助を求められたときは、その者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないこととされている。

平成 23 年度税制改正により、「雇用促進税制」が創設された際、法第 15 条の雇用に関する援助として、職業安定機関が、労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を作成した事業主に対して、必要な助言等を行う旨、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「雇対法施行規則」という。）に規定した。

今般、平成 26 年度税制改正により、「雇用促進税制」の適用期限が 2 年間延長されることが決定したこと等から、雇対法施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）雇用促進計画を活用した雇用に関する援助の期間の延長

雇対法施行規則附則第 8 条においては、職業安定機関は、個人又は法人が、雇用促進計画を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第 15 条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないとされており、その対象期間は「平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間」とされているところ。

今般、雇用促進税制の延長決定に伴い、この期限を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 30 日」に変更する。

（2）その他

雇対法施行規則附則第 8 条に規定されている様式第 5 号について、運用上必要な改正を行う。

3 公布日

平成 26 年 3 月 31 日（月）（予定）

4 施行日

平成 26 年 4 月 1 日（火）（予定）

雇用促進税制の概要

雇用増加数に応じた法人税額等の税額控除を行うもの。

5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除を行う。

適用要件：

- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

要件確認：

- ①企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、適用年度開始後速やかにハローワークに提出。
➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
- ②適用年度終了後、雇用促進計画の達成状況を記載し、ハローワークに提出。
- ③企業は、確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用」を確保

措置内容：雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除
※当期の法人税額等の10%（中小企業は20%）を限度
※適用年度途中に高年齢継続被保険者になった者も雇用者として扱う

適用期限：平成26年度より2年間の延長

〔法人〕平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度
〔個人〕平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間の各年

適用実績：件数 4,334件 適用額 65億3,968万円

（平成24年4月1日～平成25年3月31日までの間に終了した事業年度において適用を受けた法人）

